

競争入札参加資格新規申請 よくある質問

熊本県出納局管理調達課

1 提出方法について

〈1〉 提出は郵送でもいいですか。

原則、電子申請で提出してください。

※電子申請で提出するデータと、郵送で提出する書類がありますので、「新規申請の手引き」の（別紙1）提出資料一覧表をご確認ください

〈2〉 郵送分の書類はファイル綴じが必要ですか。

不要です。

封書、書類が紛失しないように、クリップで留めるかクリアファイル等に入れてください。

〈3〉 電子申請のやり方を教えてほしい。

各申請ページに記載の URL から申請フォームに移動し、必要事項を入力のうち、申請書（エクセル）を添付して提出してください。

※事前の登録やログイン等は必要ありません。

〈4〉 電子申請ができるのはどの申請か。

物品・業務委託の新規申請、変更届、更新申請の3種類。

ただし、更新申請は9月～10月にHPを公開するので、9月～10月以外は申請できません。

※承継申請については、申請書等一式を全て郵送する必要があります。

〈5〉 行政書士が事業者の代わりに申請する場合、どうするとよいか。

申請フォームの連絡先の部分に行政書士の連絡先を入力してください。そのほかの部分は事業者の情報を入力し、申請書(エクセル)を提出してください。(委任状の提出や特別な手続きは不要です)

〈6〉 申請書 (エクセル) の作成方法を教えてほしい。

手引きや記入例を HP に掲載していますので、まずはそちらを参考に作成してください。

〈7〉 以前ダウンロードした申請書 (ワード) を電子申請で提出してもよいか。

できません。電子申請ではエクセルで作成した申請書しか受け付けません。エクセルの申請書を HP に掲載していますので、ダウンロードしてください。

〈8〉 なぜ電子申請に変えたのか。

事象者様の利便性の向上とペーパーレスのためです。ご協力の程、よろしくお願い致します。

〈9〉 申請書 (エクセル) の入力内容に変更はあるか。

変更ありません。ワード形式であったものをエクセル形式に変えただけです。

〈10〉 入札公告を見て参加したいので、新規で資格申請をしたいのですが。

(1) いつまでに申請すればいいですか。随時受付とは別ですか。

緊急受付となります。

入札公告中の「入札参加者の必要な資格に関する事項」に記載されている競争入札参加資格審査申請書受付期間までに、申請書及び添付書類を不備なく提出してください。

なお、提出時は、参加を希望する入札公告の写しを併せて郵送してください。

注意) 受付期間を過ぎて提出されると、当該入札には資格が間に合いません。

(2) ICカードをもっていないですが、入札に参加できますか。

入札公告中の「入札方式」を確認してください。

入札方式が「電子入札対象案件」となっているときは、電子入札システムの利用者登録の作業が必要となります。入札方式が「紙入札併用案件」となっているときは書面（紙）による入札ができます。詳細は当該入札の各契約担当者まで早めにお尋ねください。

2 入札参加資格等について

〈1〉 入札参加資格の有効期限はいつまでになりますか。

登録の日から3回目の3月31日までになります。（2年と数ヶ月間）

〈例〉 令和6年4月25日登録のときの有効期間は、令和6年4月25日から令和9年3月31日までとなります。

〈2〉 手引中の業務内容をみましたが、自社の業務に該当する業種がありませんでした。登録はどうすればいいですか。

該当する業種がないときは、「その他」に登録してください。

登録したい業務内容を（内容： ）に具体的に記入してください。

※25文字以内

〈3〉本店から複数の支店（営業所）に委任したいのですが、それぞれの支店（営業所）が入札参加資格を持つことはできますか。

できません。

入札参加資格は一法人につき一つのみとなります。

3 申請書記入方法等について

〈1〉申請書は自署ですか。

自署ではなく、電子申請で提出する書類（別記第1号様式、別記第7号様式、及び宛名及び代金の受領方法の申出書）はエクセルに必要事項を入力してください。その他の様式等も自署でなくて結構です。

〈2〉登記上の住所は自宅のため実態はなく、実際営業活動している住所は別にあります。どちらの住所を記載するのですか。

実際の本店所在地を記入してください。実際の本店所在地での住所登録となりますので、県への書類（請求書、見積書、納品書、契約書、入札関係書類）に記載する住所は、すべて実際の本店所在地となります。

※実際の本店所在地が確認できる書類を添付してください。

（例）水道料金請求書 等

〈3〉業務委託の売上高について、登録業種ごとの内訳が算出できません。まとめて記載していいですか。

できません。

業務委託については、登録業種ごとに等級格付けをするため、登録業種ごとの売上高の記載が必要になります。

内訳の算出ができないときは、業務に占める割合等で算出してください。

〈4〉今回登録を希望する業種について、売上の実績がまだありません。登録できますか。

できます。

実績はなくても業務内容を確認のうえ遂行できると県が判断できるときは登録できます。

※業種によっては、許認可・資格が必要になります。

〈5〉従業員や営業年数はいつ時点のものになりますか。

申請書を提出する前月末日現在になります。

〈例〉令和6年9月20日に提出するときは令和6年8月31日現在になります。

〈6〉従業員に役員や代表者は含みますか。パートや臨時職員は含みますか。

代表者（個人事業主）や役員は含みませんが、兼務役員やパートや臨時職員を含みます。ここでいう従業員とは、職業の種類を問わず事業又は事務所に使用される者で雇用契約があり賃金を支払われる者ですが、労働基準法第21条に定める次のものは除きます。

〔日々雇い入れられる者、二ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に四ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者〕

〈7〉育児休業制度はありますが、介護休暇制度は就業規則にありません。この場合はどうなりますか。

育児休業制度、介護休暇制度の両方ある場合が「有」となりますので、この場合は「無」になります。

〈8〉 使用印鑑は会社の角印でもいいですか。

入札・契約権限を持つ人を表す印となりますので、会社名だけの角印だけでは使用できません。〈例〉〇〇株式会社本社から〇〇会社熊本営業所長に権限委任をするとき

「〇〇株式会社熊本営業所長之印」もしくは、「〇〇会社熊本営業所」の角印と「熊本営業所長の個人の私印（シャチハタ等不可）」のセット

〈9〉 委任状は事務手続きをする者への委任でしょうか。

委任状の様式に記載されている6項目の委任事項を委任するときに必要となります。事務手続きの代理人への委任ではありません。

〈10〉 契約実績一覧表は、熊本県が契約の相手となっている実績のみをすべて記載するのでしょうか。

熊本県だけではなく、他の公共団体、民間企業を含めた実績が対象になります。〈委任先のみではなく、会社全体の実績です〉

ただし、直近の2事業年分の主な実績だけで結構です。すべてを記入する必要はありません。

〈11〉 役員の一覧表について、自宅の住所を記載したくありません。

役員の一覧表は、平成23年4月1日に施行された熊本県暴力団排除条例により、平成23年7月1日から入札参加資格者について暴力団関係者を排除するため新たに追加となりました。これは熊本県の事務及び事業により暴力団に利することとならないよう措置を講じたものですので、趣旨をご理解のうえ対象の方全員分を提出してください。住所の記載がない場合は内容不備ということになり資格申請を受け付けることができません。

〈12〉 本店から熊本営業所に委任をしますが、口座登録の振込先は委任先ではない九州営業統括部名義の口座にしたいのですが可能ですか。

口座名義は、本店名または委任先の熊本営業所名となります。委任先ではない部署の名義にすることはできません。

〈13〉 誓約書の誓約者は誰になりますか。委任しているときは委任先の代表者ですか。

委任の有無に関係なく法人の場合は、本社の代表者になります。

〈14〉 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書について

- ① 私は個人事業主で特別徴収をしていません。提出は必要ですか。
- ② 私の事業所は、熊本県外で熊本県内には事務所等がありません。提出が必要ですか。
- ③ 私の事業所はケース4に該当するため熊本市からの確認印が必要となりました。熊本市は区役所でも対応できますか。
- ④ 特別徴収について制度等詳しい話を聞きたいのですが。
- ⑤ 領収書を紛失しました。どうすればいいですか。

① 個人事業主も法人もすべての方が、ケース1からケース5のいずれかに該当しますので、特別徴収を実施しているか否かに関係なく、全員提出が必要です。

特別徴収を実施していない場合は、ケース4もしくはケース5に該当しますので、市町村の確認印を受けてください。

② 熊本県内に事務所等がない場合はケース1に該当します。ケース1にチェックマークを付記し、記名のうえ提出してください。

③ 熊本市は区役所では対応していません。熊本市役所2階課税管理課特別徴収班〈電話096-328-2195〉で対応します。

なお、その際は確定申告書の収支内訳書又は貸借対照表が必要となります。

④各市町村の住民税担当窓口か、熊本県庁税務課収税班（電話096-333-2099）へお問い合わせください。

⑤領収書は、申請日直前の6カ月のうちいずれか1か月分で結構です。
6ヶ月間のいずれの月も領収書がない場合は、ケース3に該当しますので、市町村からの確認印が必要です。

〈15〉 社会保険等加入状況確認書について

- ①私は個人事業主で加入義務がありません。提出は必要ですか。
- ②私の事業所は、熊本県外で熊本県内には事務所等がありません。提出が必要ですか。
- ③領収書等を紛失しました。確認が要りますか。

- ① 加入義務の有無にかかわらず、全員提出が必要です。
なお、加入義務は次のとおりです。
加入に関する詳しい内容については管轄する所管庁へ確認してください。

	健康保険・厚生年金	雇用保険
法人	従業員がいること	従業員がいること※2
個人	従業員が5人以上いること※1	従業員がいること※2
問い合わせ先	所管の年金事務所	所管の労働基準監督署又は 所管の公共職業安定所

※1 サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務、宗教等は除かれます。

※2 雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）第6条各号のいずれかに該当する従業員は除かれます。

- ② 熊本県内に支店等がない場合でも提出してください。
- ③ 領収書等は、健康保険、厚生年金については直近6か月以内のいずれか1か月分、雇用保険については直近の支払期分を提出してください。領収書等がない場合は、次のとおり納入証明が必要です。
健康保険、厚生年金：日本年金機構が発行する「納入証明書」
雇用保険：所管の労働局が発行する「労働保険料等納付証明」

4 添付資料について

〈1〉 各種証明書は、写しでもいいですか。

以下については原本で、発行日が3ヶ月以内のものになります。その他の証明書は写しで構いません。

- ・(法人) 登記事項証明書
- ・(個人) 法務局の証明書、身分証明書

〈2〉 個人事業主の確定申告書の書類について

- ① 私は白色申告のため貸借対照表を作成していません。提出は必要ですか。
- ② 確定申告書はいつの年の分になりますか。

① 白色申告の方は貸借対照表の作成をされていない場合、申請書に記載する自己資本額、総資本額、流動資産、流動負債の額は「0円」となります。

② 確定申告の提出期限前に随時申請又は緊急申請をするときは前々年分の確定申告書の写しを、提出期限後に申請するときは、前年分の確定申告書となります。

- 〈例〉・令和6年2月5日に随時申請の場合、令和4年分の確定申告書の写し
- ・令和6年4月5日に随時申請の場合、令和5年分の確定申告書の写し

5 その他

〈1〉 入札公告や入札結果等はどこで閲覧できますか。

熊本県ホームページ（くまもと県市町村電子入札システム「入札情報公開」）で閲覧できます。

<http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>